

国立大学法人奈良教育大学 PPP/PFI 手法導入優先的検討規則

平成29年3月22日
制 定

(趣旨)

第1条 新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図るとともに効率的かつ効果的な国立大学法人奈良教育大学（以下「本学」という。）施設等の整備等を進めることを目的として、本学施設等の整備等に多様な PPP/PFI 手法を導入するための優先的検討規則を次のように定める。

第1章 総則

(目的)

第2条 本規則は、優先的検討を行うに当たって必要な手続を定めることにより、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図り、効率的かつ効果的に本学資本を整備するとともに、学生及び教職員に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって本学の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 本規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- 一 PFI 法 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）
- 二 本学施設等 PFI 法第2条第1項に規定する公共施設等
- 三 本学施設整備事業 PFI 法第2条第2項に規定する公共施設等の整備等に関する事業
- 四 利用料金 PFI 法第2条第6項に規定する利用料金
- 五 運営等 PFI 法第2条第6項に規定する運営等
- 六 本学施設等運営権 PFI 法第2条第7項に規定する公共施設等運営権
- 七 整備等 建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、学生及び教職員に対するサービスの提供を含む。
- 八 優先的検討 本規則に基づき、本学施設等の整備等の方針を検討するに当たって、多様な PPP/PFI 手法の導入が適切かどうかを、自ら本学施設等の整備等を行う従来型手法に優先して検討すること
- 九 指針 「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」（平成27年12月15日民間資金等活用事業推進会議決定）

(対象とする PPP/PFI 手法)

第4条 本規則の対象とする PPP/PFI 手法は次に掲げるものとする。

イ 民間事業者が本学施設等の運営等を担う手法	公共施設等運営権方式 指定管理者制度 包括的民間委託 O（運営等 Operate）方式
ロ 民間事業者が本学施設等の設計、建設又は製造及び運営等を担う手法	BT0方式（建設 Build-移転 Transfer-運営等 Operate） BOT方式（建設 Build-運営等 Operate-移転 Transfer） BOO方式（建設 Build-所有 Own-運営等 Operate） DBO方式（設計 Design-建設 Build-運営等 Operate） RO方式（改修 Renovate-運営等 Operate） ESCO
ハ 民間事業者が本学施設等の設計及び建設又は製造を担う手法	BT方式（建設 Build-移転 Transfer）（民間建設買取方式） 民間建設借上方式及び特定建築者制度等（市街地再開発事業の特定建築者制度、特定業務代行制度及び特定事業参加者制度並びに土地区画整理事業の業務代行方式をいう。以下同じ。）

第2章 優先的検討の開始時期

（優先的検討の開始時期）

第5条 新たに本学施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定する場合及び本学施設等の運営等の見直しを行う場合のほか、次の各号に掲げる場合その他の本学施設等の整備等の方針を検討する場合に、併せて優先的検討を行うものとする。

- 一 「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）IVの「個別施設計画」の策定又は改定を行うとき
- 二 本学所有地の未利用資産等の有効活用を検討する場合
- 三 本学施設等の集約化又は複合化等を検討する場合

第3章 優先的検討の対象とする事業

（優先的検討の対象とする事業）

第6条 次の第一号及び第二号に該当する本学施設整備事業を優先的検討の対象とする。

- 一 次のいずれかに該当する事業その他民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる本学施設整備事業
 - イ 建築物の整備等に関する事業
 - ロ 利用料金の徴収を行う本学施設整備事業
- 二 次のいずれかの事業費基準を満たす本学施設整備事業
 - イ 事業費の総額が10億円以上の本学施設整備事業（建設、又は改修を含むものに限る。）
 - ロ 単年度の事業費が1億円以上の本学施設整備事業（運営等のみを行うものに限る。）

る。)

三 対象事業の例外

次に掲げる本学施設整備事業を優先的検討の対象から除くものとする。

- イ 既に PPP/PFI 手法の導入が前提とされている本学施設整備事業
- ロ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）に基づく市場化テストの導入が前提とされている本学施設整備事業
- ハ 民間事業者が実施することが法的に制限されている本学施設整備事業
- ニ 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある本学施設整備事業

第 4 章 適切な PPP/PFI 手法の選択

（採用手法の選択）

第 7 条 本学は、優先的検討の対象となる本学施設整備事業について、次の第 5 章の簡易な検討又は第 6 章の詳細な検討に先立って、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切な PPP/PFI 手法（以下「採用手法」という。）を選択するものとする。

この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとする。

（評価を経ずに行う採用手法導入の決定）

第 8 条 本学は、採用手法が次の各号に掲げるものに該当する場合には、それぞれ次の各号に定めるところにより、当該採用手法の導入を決定することができるものとする。

- 一 指定管理者制度 次の第 5 章の簡易な検討及び第 6 章の詳細な検討の省略
- 二 当該事業が施設整備業務の比重の大きいもの又は運営等の業務内容が定型的なものに該当する場合における BTO 方式 次の第 5 章の簡易な検討を省略し、第 6 章の詳細な検討を実施
- 三 民間事業者から PPP/PFI に関する提案がある場合であって、当該提案において、従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間での費用総額の比較等の客観的な評価により、当該採用手法の導入が適切であるとされている場合における当該採用手法 次の第 5 章の簡易な検討を省略し、第 6 章の詳細な検討を実施

第 5 章 簡易な検討

（費用総額の比較による評価）

第 9 条 本学は、別紙 1 の PPP/PFI 手法簡易定量評価調書により、自ら本学施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、次の各号に掲げる費用等の総額（以下「費用総額」という。）を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

第 4 章において複数の手法を選択した場合においては、各々の手法について費用総額を算定し、その最も低いものと、従来型手法による場合の費用総額との間で同様の比較

を行うものとする。

- 一 本学施設等の整備等（運営等を除く。）の費用
- 二 本学施設等の運営等の費用
- 三 民間事業者の適正な利益及び配当
- 四 調査に要する費用
- 五 資金調達に要する費用
- 六 利用料金収入

（その他の方法による評価）

第10条 本学は、採用手法の過去の実績が乏しいこと等により費用総額の比較が困難と認めるときは、前条にかかわらず、次の各号に掲げる評価その他本学負担の抑制につながることを客観的に評価することができる方法により採用手法の導入の適否を評価することができるものとする。

- 一 民間事業者への意見聴取を踏まえた評価
- 二 類似事例の調査を踏まえた評価

第6章 詳細な検討

（詳細な検討）

第11条 本学は、第5章の簡易な検討において採用手法の導入に適しないと評価された本学施設整備事業以外の本学施設整備事業を対象として、専門的な外部コンサルタントを活用するなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、自ら本学施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

第7章 評価結果の公表

第1節 簡易な検討の結果の公表

（費用総額の比較による評価の結果の公表）

第12条 本学は、第9条の費用総額の比較による評価の結果、PPP/PFI手法の導入に適しないと評価した場合には、次の各号に掲げる事項を、それぞれ次の各号に定める時期にインターネット上で公表するものとする。

- 一 PPP/PFI手法を導入しないこととした旨その他当該本学施設整備事業の予定価格の推測につながらない事項 PPP/PFI手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期
- 二 PPP/PFI手法簡易評価調書の内容 入札手続の終了後等適切な時期

（その他の方法による評価の結果の公表）

第13条 本学は、第10条の方法による評価の結果、PPP/PFI手法の導入に適しないと評価した場合には、次の各号に掲げる事項を、それぞれ次の各号に定める時期にインターネット上で公表するものとする。

- 一 PPP/PFI手法を導入しないこととした旨及び客観的な評価結果の内容（当該本学施

設整備事業の予定価格の推測につながらないものに限る。) PPP/PFI 手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期

二 客観的な評価結果の内容 (当該本学施設整備事業の予定価格の推測につながるものに限る。) 入札手続の終了後等適切な時期

第 2 節 詳細な検討の結果の公表

(詳細な検討の結果の公表)

第 1 4 条 本学は、第 6 章の詳細な検討の結果、PPP/PFI 手法の導入に適しないと評価した場合には、次の各号に掲げる事項を、それぞれ次の各号に定める時期にインターネット上で公表するものとする。

- 一 PPP/PFI 手法を導入しないこととした旨その他当該本学施設整備事業の予定価格の推測につながらない事項 PPP/PFI 手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期
- 二 PPP/PFI 手法簡易評価調書の内容 (第 6 章の詳細な検討の結果を踏まえて更新した場合は当該更新した後のもの) 入札手続の終了後等適切な時期

附 則

この規則は、平成 2 9 年 3 月 2 2 日から施行する。

PPP/PFI 手法簡易定量評価調書

	従来型手法 (本学施設等の管理者等が自ら整備等を行う手法)	採用手法 (候補となる PPP/PFI 手法)
整備等（運営等を除く。）費用		
<算出根拠>		
運営等費用		
<算出根拠>		
利用料金収入		
<算出根拠>		
資金調達費用		
<算出根拠>		
調査等費用		
<算出根拠>		
税金		
<算出根拠>		
税引後損益		
<算出根拠>		
合計		
合計（現在価値）		
財政支出削減率		
その他 (前提条件等)		

PPP/PFI 手法簡易定量評価調書記載の根拠

(1) 従来型手法による場合の費用 (PSC) の算定根拠

本学施設等の整備等（運営等を除く。）の費用	
本学施設等の運営等の費用	
民間事業者の適正な利益及び配当	
調査に要する費用	
資金調達に要する費用	
利用料金収入	

(2) 採用手法を導入した場合の費用の算定根拠

本学施設等の整備等（運営等を除く。）の費用	
本学施設等の運営等の費用	
利用料金収入	
資金調達に要する費用	
調査に要する費用	
税金	
民間事業者の適正な利益及び配当	

(3) その他の仮定

事業期間	
割引率	